

目次

巻頭言	2
I.2023 年度事業報告	5
1.ぎふNPOセンターの2023 年度運営に関する報告	6
2.ぎふNPOセンターの2023 年度事業に関する報告	
(1)「地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携」に関する事業	7
1) 社会包摂関連事業	8
①岐阜県女性のつながりサポート支援事業	
②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業	
2) 関連事業	11
①NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業	
②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務	
③ぎふ学生ボランティア情報提供事業	
④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業	
⑤美濃加茂市自治会支援事業	
⑥政策提言事業	
(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業	19
①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	
②調査・研究・提案事業	
③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業	
④「NPO法人会計講座」開催事業	
⑤専門相談・講師等派遣事業	
⑥生涯学習情報提供事業	
⑦災害時専門ボランティア受け入れ推進事業	
⑧災害時関連事業	
⑨助成金等情報提供事業	
⑩岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	
⑪NPOの活動拠点等提供事業	
⑫ぎふNPOセンターブックレット普及事業	
II.2023 年度決算報告	37
III.2024 年度事業計画	45
1.ぎふNPOセンターの2024 年度運営に関する計画	46
2.ぎふNPOセンターの2024 年度事業に関する計画	
(1)2024 年度事業計画	47
(2)2024 年度の特筆すべき事業	49
IV.2024 年度活動予算	51
設立趣旨及び定款	56

2023 年度報告書 巻頭言

ぎふNPOセンターでは、2023 年度に中期ビジョン計画を策定し、2024 年度からその実現に向けた取り組みを始めています。

今回の中期ビジョンでは、3 つの柱ごとに 5 年後に目指す姿を描いていますが、その 3 つの柱に共通するキーワードは「つながり」です。個別のNPOの現場での活動をつなげることで、お互いの活動を充実させるとともに、それを社会に広げていったり、さらに行政との協働につなげていったり、最終的には政策提言として、社会に定着させていくところまでつなげていければというのが、3 つの柱に共通する思いです。

1 つ目の柱は、「地域・住民自治の作り替え」です。

この分野では、5 年後に防災・防犯・福祉・環境の 4 つを中心に、分野を横断した自治会支援が行えるよう政策提言をしていくことを目指します。

そのために、現在、美濃加茂市と一緒に進めていて、自治会活性化事業の経験を踏まえ、県内の他自治体にも取り組みをひろげていきたいと思っています。取り組みを広げるにあたっては、当該自治体とだけでなく、その地域の中間支援組織とも連携していきます。

2 つ目の柱は、「社会包摂の整備」です。

この中では、現在取り組みを進めている孤独・孤立対策事業、女性のつながり支援事業、子ども・若者支援事業を具体的な取り組みとして、同分野で活動する現場のNPOの声を基にした政策提言を行えるようになることを目指します。

そのために、現場のNPOの声を集めたり、情報・意見交換をする場の開催を定例化し、ぎふNPOセンターに現場NPOの声が集約される仕組みを作っていきたいと思います。さらに、現場で活動するNPOも含め、県や市町村と今後の取り組みについての話し合いの場を開くことを、定例化していけるようにしたいと考えています。

3 つ目の柱は、「非営利活動の活性化」です。

ここでは、NPO法人を始め、任意団体、一般社団法人など多様な形態で活動するNPO（非営利団体）の活動を支援するとともに、その活性化のために支援センターがない地域でも、市町村域を超えて、中間支援機能を提供する近隣の団体を見える化していくこと、また、岐阜県協働ガイドラインに基づいた事業提案の場が定例化されることをめざしていきます。

以上が、中期ビジョンの 3 つの柱です。中期ビジョンを策定した 2023 年度は前理事長の野村さんが旅立たれてから、ぎふNPOセンターが新たな一步を踏み出した年度でもありました。2024 年 6 月には総会と合わせて、偲ぶ会を開催しました。あまりに突然の逝去でなかなか心の整理がつかず、少し時間がかかってしまいましたが、こうした会を開くことができたのも、関係者の皆様のご協力と準備してくれた事務局スタッフのおかげです。会場も野村さんが愛された岐阜の自然を代表する、長良川と金華山が一望できる会場とすることができ、野村さんを偲ぶのに最適な場所だったと思います。

この偲ぶ会も中期ビジョンの「キーワード」である「つながり」にとって貴重な機会となりました。野村さんがつなげてくれたネットワークを私たちがこれからもつなげていくための会となり、このネットワークを大切にしたいと思っています。

また、2023 年度には齋藤さんを新しい職員として、笠原さん、小池さんを新理事として迎えました。2024 年度からは副理事長の役を中川理事から梶浦理事に交代するとともに、原理事は専務理事の役を終えますが、これからも理事として活動していきます。

今後とも、県内のNPOとともに「つながり」を大切にしながら活動していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。



特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
理事長 市来 圭

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

I.2023 年度 事業報告

1. ぎふNPOセンターの2023年度運営に関する報告

1. 通常総会 開催日時： 2023 年 6 月 17 日(土)
会 場： OKB ふれあい会館 402 会議室およびオンライン

2. 理事会

第 1 回	2023 年	7 月 10 日	第 7 回	2024 年	1 月 8 日
第 2 回		8 月 14 日	第 8 回		2 月 10 日
第 3 回		9 月 11 日	第 9 回		3 月 11 日
第 4 回		10 月 12 日	第 10 回		4 月 10 日
第 5 回		11 月 13 日	第 11 回		5 月 20 日
第 6 回		12 月 11 日			

3. 役員 (五十音順)
- | | |
|----|-------------------------|
| 理事 | 市来 圭 (理事長) |
| | 北村 隆幸、中川 健史、(副理事長) |
| | 原 美智子 (専務理事) |
| | 浅野 芳治、有田 朗、神田 浩史、笠原聡太郎、 |
| | 小池達也、梶浦 良子、野尻 智周、山田 朋子 |
| 監事 | 各務 克郎 |

4. 事務局体制 (五十音順)
- | | |
|-------|---------------------------|
| 常勤役員 | 野尻 智周、笠原聡太郎 (6 月から) |
| 常勤職員 | 池戸 美子、齋藤 雅治、笠原聡太郎 (5 月まで) |
| 非常勤職員 | 橋口紗那恵 |

5. 会員数 (2024 年 3 月末現在)

96 個人・団体： 正 会 員 19 人
団体会員 61 団体
賛助会員 16 人

(参考) 前年度会員数

95 個人・団体： 正会員 19 人、団体会 60 団体、賛助会員 16 人

6. 情報発信

- ・ 助成金情報およびイベント情報等に関する情報提供
対象：当センター会員、県内NPO、その他情報提供希望者等
内容：法人運営に関する重要な情報、イベント情報、助成金情報等
頻度：随時
- ・ ぎふNPOセンター ホームページ
<http://gifu-npocenter.org/>
- ・ ぎふNPOセンター フェイスブック
<https://www.facebook.com/gifu.np>

2. ぎふNPOセンターの2023年度事業に関する報告

(1)「地域再生と自立（自律・自率）、より広い社会との連携」に関する事業の報告

1) 社会包摂関連事業

- ①岐阜県女性のつながりサポート支援事業
- ②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業

2) 関連事業

- ①NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業
- ②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務
- ③ぎふ学生ボランティア情報提供事業
- ④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進
連絡会議運営事業
- ⑤美濃加茂市自治会支援事業
- ⑥政策提言事業

1) 社会包摂関連事業

① 岐阜県女性のつながりサポート支援事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍以降、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

※② 孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業と同様

事業の目的 新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べ、コロナ禍で社会との絆・つながりが薄くなったことにより、不安を抱える女性や、支援が届いていない女性に対し、NPO法人および任意団体（以下「NPO等」という。）の知見を活用したきめ細かい支援事業を実施する。

事業の概要 2021 年度から引き続いて実施している同事業では、5 団体による訪問支援と、11 団体による居場所の提供が行われ、結果として以下のように支援が行われた。

令和5年度 岐阜県女性のつながりサポート支援事業運営業務 月次実績報告															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援実績(人数)			285	322	367	347	401	375	399	333	407	263	360	259	4,118
ネット申請による配布			11	9	35	20	21	21	27	17	20	6	17	21	225
窓口相談			1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
訪問支援			43	40	45	36	71	78	79	39	58	55	58	36	638
居場所の提供(人数)			230	272	287	291	309	276	291	277	329	202	285	202	3,251
居場所の提供(回数)※1時間以上実施			84	87	99	97	92	94	97	92	94	83	87	60	1,066

成果と課題 様々な団体の協力により、県内全域で多くの女性の不安を軽くし、実際に支援に結び付けることができた事例もあった。

一方で、今回の取り組みは生理の貧困という問題にクローズアップして国により事業化された経緯からも「女性」に限定した支援になっている。包摂的な取り組みでは、本来こうした限定なくしていくべきものと捉えていく必要があり、支援や窓口、制度による分断が生じないように、ぎふNPOセンターが持つネットワークや情報発信力、政策提言能力などを生かしながらこの分野の取り組みに臨んでいかなければならない。

② 孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍以降、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

※① 岐阜県女性のつながりサポート支援事業と同様

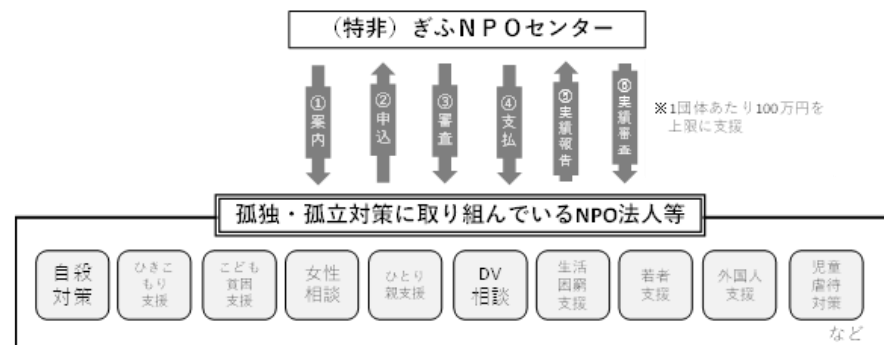
事業の目的

長引いたコロナ禍は、社会のさまざまな範囲に影響を及ぼした。特に人と人とのコミュニケーションを阻害した影響は大きく、孤独・孤立問題が深刻化、顕在化してしまったことに加え、原油価格や物価の高騰も、特に課題を抱えた人たちに大きな打撃となった。そのような状況下で孤独・孤立に陥り、一人で悩みを抱えている人を支援するため、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人や市民活動団体等の活動に対して助成を行った。

NPO法人等への助成では、岐阜県内での団体の活動を把握し各種支援を行っているぎふNPOセンターが、県内で孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等に対して呼びかけを行い、事業提案の募集と団体の選定を行った。

事業の概要

補助金事業では、岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、事業提案の募集と団体の選定を行った。



成果と課題

(1) 成果

本事業に対して今年度は26団体が「孤独・孤立対策に取り組みたい」と真剣に考え、それぞれの団体の切り口から事業提案を行った（うち1団体は申請書の提出遅れにより審査対象とならず）。残念ながら22団体の提案に対する助成金の交付になったが、不交付となった団体についても情報発信に努め、サポートの形を模索するなど今後の連携体制の構築を目指した。各団体が孤独・孤立について取り組み、そうした状況にある人たちと向き合う機会が増え、またそれをぎふNPOセンターや県が把握してつながることは、今後の誰一人取り残されない地域づくりに向けて期待が持てる事柄である。

交付団体の取り組みに関しても、それぞれの団体の特徴や得意分野を生かしながら、多方面に向けて多様な事業が展開された。各団体の事業概要や成果については別紙に示した通りだが、物品の提供や訪問支援といった単に生活困窮に対応した活動に留まらず、中高生の進路支援、父親の孤立予防、幼稚園や保育園に通っていない家庭の支援、就労体験を通じた自立支援、つながりを実感できる居場所の提供、若者の拠点整備、つながりと地域づくりを意識した取り組み、多文化支援、新生児支援、発達障がい児支援、

当事者や支援者が交流する場の創出、SNS 等を活用した相談体制づくり、高齢化による孤立しがちな集落支援、農家と連携して地域の野菜を届ける活動、温浴施設を活用した就労と食事の提供、中高生向け教育支援など、NPOだからこそ行うことができるような内容だったと考えている。

今回の助成事業では、説明会や伴走支援を通じ各NPOに対して「今後の発展」を見据えた取り組みについて考えてもらうことを念頭に置いた。こうした助成金は、NPOで活動する人たちの一つの特徴でもある「目の前の出来事や人を放ってはおけない」取り組みに対して有効に機能するものではあるが、一方で一時的に活動範囲と対象者を増加させ団体自体を疲弊することにもつながりかねない。孤独・孤立は既に広く一般にも周知されつつある事象ではあるが、次々と現れる新たな課題に対し、NPOの柔軟性を持って継続して取り組むべきテーマでもある。継続のためには団体の基礎体力を向上させる必要があり、また関係する機関や同じような活動を行う団体との情報交換やネットワーク化は不可欠である。今年度は、つながりづくりを意識して交流会も開催した。また、事業実施団体の中には団体名に「ネットワーク」を冠するところもあり、それぞれの活動を広げるために可能なことは、今後も続けていく必要があると考えている。また、伴走支援では事業の内容に関すること以外にも、こうした助成金事業の事務処理に慣れていない団体や若手スタッフのサポートも行った。こうした一つひとつの積み重ねが、つながりを深め、継続した活動につながっていくものと考えている。

(2) 課題

今年度の助成事業では、各団体から新たな事業提案がなされると同時に、昨年度の取り組みを発展させるような提案もなされ、各団体が独自性を活かしながら活動する様子が見られた。一方で、まだまだ自団体の力量を把握しきれず、つい背伸びをした取り組みを提案してしまうような団体もあった。また、できるだけ早く各団体に事業展開をしてほしいという思いから周知が足りず、昨年度に比べて事業提案を行う団体数が減少してしまった。当然ながら、全ての事業提案に対して助成金を交付することはできない。一方で、より多くの観点や新しい視点から孤独・孤立対策に関する提案をしてもらうことで、より広く、より深く孤独・孤立に陥っている人、陥ろうとしている人に手を差し延べることに繋がると考えている。

NPOの基礎体力を向上し、組織基盤を固める努力は孤独・孤立対策を進める上でも必須と考えている。一人でも多くの人に手を差し延べるためにも、多くのNPOが活躍できる社会、地域をつくっていく必要がある。これからも、どのように各NPOが活動を継続できるのか、そのために中間支援の立場でできることを考えながら、地域力の向上を目指したい。

誰一人取り残されない地域を目指し、孤独・孤立に陥る人を一人でも減らす。その目的に向けて、各NPOとぎふNPOセンターとして、地道な活動を続け、多様な人たちとつながりを持ちたいと考えている。

2) 関連事業

① 事業名 NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業<自主事業>

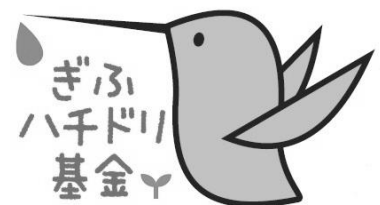
法人ミッションとのつながり

ぎふハチドリ基金は、2012 年にぎふNPOセンターが創設した市民ファンドであり、子ども・若者・子育て家庭が抱える困難を地域の支え合いで解決する仕組みである。市民の寄付を集め、岐阜県内のNPOの活動資金として助成することで、地域資源の循環とNPOの活動を促進する。

事業の目的 NPO法人ぎふハチドリ基金の組織基盤が安定するまで、事業が円滑にすすむようサポートする。

事業の概要 (1) 事務局スタッフによる支援
2023 年度助成事業の募集から報告までと各種会議（審査委員会、理事会、総会）、助成プログラムの改善の企画、ハチドリ Café 等の運営をサポートした。（役務の提供）。
(2) 事務所の共同使用
ぎふNPOセンターの事務所に、ぎふハチドリ基金の事務所を置き、共同使用している（無償提供）。

成果と課題 ぎふハチドリ基金の2023年度は法人化してから6年目、認定NPO法人になって4年目にあたる。事業の運営上の課題が見えてきて、助成プログラム等の事業の見直しに協力した。来年度は、認定NPO法人の再認定も控えている。引き続き、寄付募集や団体支援等の協力や今後の法人運営について一緒に考えていきたい。



② 「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

子ども・若者、その家族の支援に取り組む市民活動団体等が課題を共有し、それらを取り巻く多様なテーマについて意見交換を行い、団体同士のネットワークを構築し、互いに学び合うことで、地域の課題に取り組む団体の活動を促進する。

事業の目的

子ども・若者とその家族を取り巻く様々な困難の解決に向けて、それに取り組む団体や個人が連携し、包括的に支援する地域ネットワークを構築する。また、子ども・若者支援に取り組むスタッフの悩みなどを共有し、活動の持続・発展に繋げることを目的とする。

事業の概要

子ども・若者支援に取り組む団体や専門機関、個人が参加し、テーマに関する話題提供者からの報告を聞き、意見交換などを行った。また、参加者が取り組んでいる日々の活動について近況を報告し、情報交換を行った。2024 年 1 月 6 日・7 日に岐阜市内で行われた全国若者・ひきこもり協同実践交流会の分科会において、企画・運営に協力した。

月日	テーマ
4/24	岐阜県ひきこもり実態調査
5/29	書籍「ユースワークとしての若者支援」の報告
6/26	「全国若者・ひきこもり協同実践交流会」の打ち合せ
7/24	こどもNPOの報告「子どもの権利を支える実践」
8/28	協同実践交流会実行委員会での穴澤氏報告の振り返り
9/25	「子どものミカタを拓げるために-海外ルーツの子どもたち」の報告
10/30	「実践とともにある社会運動」を考える
11/20	子ども・若者に関わる活動と「運動」について
12/18	協同実践交流会の準備・打合せ
1/25	協同実践交流会の振り返り
2/26	来年度の子ども・若者支援ネットワークの計画づくり
3/25	ゆるっとした場どう作れるか

成果と課題

子ども・若者を取り巻く課題について、情報交換を行い、テーマに関して学び合う機会となった。また、定例会の時間の半分を参加者の近況報告に使って、それぞれの活動現場からの学びが得られている。加えて、日々の活動の悩みを共有する場にもなっている。

③ぎふ学生ボランティア情報提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

若い世代がボランティアを通じて知見を広め、また活動を提供するNPOを知ること、多くの人が関わりながら進めていく地域づくりにおける長期的な視点では重要である。また、情報収集やボランティアのマッチングでさまざまなNPOと関わることは当法人にとっても関係性構築につながっていく。そのために情報収集および発信をしていく。

事業の目的 学生がボランティア・地域活動を通じて、豊かな人間性や社会性、テーマ（課題）に沿った学問的解決能力を備えた人材としての成長を促すため、学生の社会参加を促すことを目的に、学生にボランティア・地域活動情報を発信していく。

事業の概要 学生ボランティア・地域活動情報の集約・精査をし、学生に発信をしていく。発信方法としては、ホームページやFacebook、Twitter、メールマガジンなどを活用した。

成果と課題 2023 年度はホームページを見て、学習支援のボランティアへの参加を希望する学生から相談があった。学習支援についての説明や団体を紹介し、学生が参加を希望する団体との調整などを行った。ボランティア経験の無い学生にとっては、参加方法などが分からないことも多い。団体との繋ぎを丁寧に行う必要性を感じた。
学生からのボランティアに関する相談は数が少ないため、対応方法を検討し、学生が参加しやすいボランティア情報の収集など、相談があったときにスムーズに対応できるよう準備しておきたい。



④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業

<自主事業>

法人ミッションとのつながり

ファミリー・サポート・センター事業は、地域で子育てを支える仕組みであり、地域に広まってくことで、地域住民のつながりを深めることができる。また、子育てに関する地域の課題解決に向けて、行政とNPOが協働して取り組める事業である。

事業の目的 ファミリー・サポート・センター等が安全に実施され、各地域に広がっていくことを目指し、その運営に関わるNPO法人等の民間団体と行政等の関連機関が、運営上の課題の解決のための情報交換や協議を行う。

事業の概要 ファミリー・サポート・センターの運営団体、行政担当者が集まり、隔月で会議を開催。連絡調整、情報提供など、会議の運営を担った。

【開催日】（出席者数）

第 68 回	4 月 18 日（会場 9 名、オンライン 20 名）
第 69 回	6 月 20 日（会場 6 名、オンライン 21 名）
第 70 回	8 月 22 日（会場 6 名、オンライン 18 名）
第 71 回	10 月 19 日（会場 6 名、オンライン 20 名）
第 72 回	12 月 15 日（会場 5 名、オンライン 22 名）
第 73 回	2 月 21 日（会場 4 名、オンライン 24 名）

成果と課題 岐阜県内でファミリー・サポート・センターを設置している 35 市町のうち、24 市町 17 実施団体等の参加になった。当会議の中で、他市町からの助言や視察の機会を得たことで、これまで需要が多かったが実現できずにいたファミサポ事業を開始できた市町があり、当会議の役割は大きい。

一方、情報交換や交流だけでなく、事業自体の在り方や課題を深く検討したいなどの要望もあり、団体の経験年数によって当会議に求めるものに相違が少しずつ出てきている。県の担当課にも参加の意義を感じてもらっている会議であるが、会議の在り方や事業の在り方について、方向性を検討していきたい。

⑤美濃加茂市自治会支援事業 <美濃加茂市委託>

法人ミッションとのつながり

地域づくりではしばしば地縁組織と志縁組織という組織の分け方がされている。地縁組織とは自治会をはじめとしたさまざまな地域組織のことであり、志縁組織とは当法人を含めたNPO法人や市民活動団体を指すことが多い。当法人が進める地域づくりに向けてはそうした分け方の垣根を超え、地域で暮らす人が一人ひとり地域での役割を果たしていくことが重要である。自治会のあり方を考えることは、地域で役割を果たす人たちが十全に力を発揮することにつながり、当法人の目指す地域づくりの推進力のひとつになっていく。

事業の目的

美濃加茂市の自治会活動に関して、自治会員や自治会にかかってくるさまざまな負担を見直し、自治会や自治会員が本来果たすべき機能について議論する。そうすることで住民がすべきこと、行政がすべきことをそれぞれ考え、自治体のあり方や求めるべき役割について改めて考えることを目的とする。

事業の概要

昨年度まで、美濃加茂市内2地区の自治会役員を対象に研修会や検討会を行った。また、市から自治体への参加要請などについて見直すことを念頭に、依頼事項の調査に向けた準備を進めた。今年度は、負担に関する自治会長向けアンケートや町内向けヒアリングを実施した。

①各質問での委員ごとの比較				
Q.各種委員の役割や仕事内容について理解していますか？				
	理解している		よくわからない	
	回答数	割合	回答数	割合
交通安全委員	104	88%	14	12%
体育委員	97	87%	15	13%
分別収集指導員	64	82%	14	18%
民生委員	88	74%	31	26%
福祉委員	81	69%	36	31%

Q.お住まいの地域で各種委員の必要性を感じていますか？				
	必要と感じている		必要と感じていない	
	回答数	割合	回答数	割合
民生委員	102	86%	16	14%
交通安全委員	93	79%	24	21%
福祉委員	87	75%	29	25%
分別収集指導員	50	63%	30	38%
体育委員	61	54%	52	46%

○「理解している」と回答した方の必要性の認識について				
	必要と感じている		必要と感じていない	
	回答数	割合	回答数	割合
民生委員	86	98%	2	2%
交通安全委員	88	85%	16	15%
福祉委員	73	90%	8	10%
分別収集指導員	45	74%	16	26%
体育委員	60	63%	35	37%

日 付	内 容
6 月 13 日 (火)	○総合政策会議にて、事業説明
6 月 29 日 (木) ～ 7 月 6 日 (木)	○第 1 回担当課ヒアリング ・ 事業説明及びワークシートの記入依頼 ・ ワークシートは各種委員の情報収集を目的に、設置の根拠や役割、自治会選出する理由等を確認
8 月 2 日 (水) ～ 8 月 8 日 (火)	○第 2 回担当課ヒアリング ・ ワークシートの記入内容についての確認 ・ 今後の方向性についてヒアリング
9 月 1 日 (金) ～ 9 月 15 日 (金)	○各種委員選出に係る自治会長アンケート ・ 第 2 回のヒアリングの際に、自治会長の意見を聞きたいという意見があったため実施 ・ 各種委員の必要性や選出の苦労度などを確認
9 月下旬～10 月下旬	○アンケート集計及び分析 ・ 回答率 約 72% (121/169) ・ 単純集計及びクロス集計を実施
10 月下旬～11 月中旬	○担当課へのフィードバック資料作成 ・ アンケート結果の中で、注目すべき数字を挙げ、まちづくり課としての提案を作成
11 月 27 日 (月) ～ 12 月 4 日 (月)	○第 3 回担当課ヒアリング ・ これまでのヒアリング結果及びアンケート結果を伝え、今後担当課としてどのようにしていくか、方向性を確認
1 月 25 日 (木)	○部長会議にて報告 ・ これまでの活動結果について報告

成果と課題

自治会員や自治会の負担について改めて確認することができ、美濃加茂市としての全庁的な取り組みにつなげる機運を醸成できた。今後は更にその取り組みを進め、地域づくりを改めて見直すことにつなげていきたい。

⑥政策提言事業

法人ミッションとのつながり

当法人が目指す地域づくりに向けては、さまざまな方面に働きかけ、政策を提案したり制度を形成したりする必要がある。そのためには日ごろからの情報収集やつながりも必要であり、また発言の機会を広げていくことも重要であると考えている。

事業の目的

本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

誰も取り残さない地域社会づくりを実現するためには、NPOが単独あるいはセクター単位で動くのではなく、広く多機関と連携していくことが重要である。そのためにはNPOが活動しやすく、また発言しやすい環境を整えていく必要がある。さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え各種政策と結びつけていく活動を行っていく。

事業の概要

さまざまな機会を捉えて行政等に対し、協働による地域運営の実現に向けて様々な提言を行っている。

行政等への各種提言のほか、下記の委員会等に参画した。

岐阜県子ども・若者支援地域協議会 委員	原 美智子
岐阜市住民自治推進審議会 委員	
岐阜県愛のともしび基金 審査委員	
各務原市まちづくり活動助成金 審査委員	
みんなの森 りふメディアコスモス運営委員会 委員	北村 隆幸
岐阜県 県営公園事業評価委員会 委員	野尻 智周
岐阜市民生涯学習推進協議会 委員	
土岐市まちづくり補助金 審査委員	
岐阜市市民活動支援事業 審査委員	
公益財団法人ささえあいのまち創造基金 ささえあい基金助成 審査委員	
一般財団ひだ財団 設立記念助成プロジェクト 審査委員	
岐阜市市民参画賞選考委員会 委員	林 宏澄
岐阜市地域福祉推進委員会 委員	
岐阜県社会福祉協議会 評議員	

上記の委員会への参加のほか、ネットワークの構築、各種連携、NPOの地位向上や効果的なNPO支援、NPO災害ボランティアに関する取り組みなど、さまざまな事業を展開した。

1. 伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を行う。
2. 生活困窮者自立支援法の改正を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。

3. NPO法人の主務機関が岐阜県から権限移譲により市町村に移っていく状況下で、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。
4. 中間支援組織が各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。
5. 昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。また、災害時に各地の中間支援センターが相互協力できるよう、さまざまな連携を深めていく。
6. 社会包摂に関わる団体同士の関係づくりや活動現場から得られる課題認識や解決のための方法などを共有する場作りを行い、課題を解決するための政策提言などを行っていく。
7. NPOと行政との協働実態について調査し、協働関係の構築・発展に向けて政策提言していく。

成果と課題

委員会等への参加の機会を通じて提言を行ってきた。会議の構成メンバーとして発言する機会を持つことが出来ているため、関連するNPOの声を聞き、届けることも大切にしていきたい。



(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業の報告

- ①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業
- ②調査・研究・提案事業
- ③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業
- ④「NPO法人会計講座」開催事業
- ⑤専門相談・講師等派遣事業
- ⑥生涯学習情報提供事業
- ⑦災害時専門ボランティア受入推進事業
- ⑧災害時関連事業
- ⑨助成金等情報提供事業
- ⑩岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート
- ⑪NPOの活動拠点等提供事業
- ⑫ぎふNPOセンターブックレット普及事業

①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

相談対応や情報発信等を通して、地域の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に取り組むための環境整備を行い、市民活動団体の運営や会計に関する相談の対応、セミナーの開催を通して、住民の自発的活動を支援する。

事業の目的

- 1) 市民を対象として、NPOやボランティア、生涯学習に関する情報発信やNPO法人の設立等団体の立ち上げを含めた活動参加に向けた相談対応を行い、市民活動への参加促進を目的とする。
- 2) NPO等の市民活動に取り組む団体を対象として、運営に関する会計や労務、総会の手続き、活動の広報、助成金の申請等の相談に対応し、市民活動団体の運営を支援することを目的とする。また、NPO等のスキルアップや協働関係の構築に繋がるセミナーの実施、市民活動支援センターの交流会を実施する。

事業の概要

岐阜県より事業の委託を受けて「ぎふNPO・生涯学習プラザ」の管理運営、「NPOナビぎふ(ぎふNPO・生涯学習プラザホームページ)」の管理運営、セミナーの開催等、下記の事業を行った。

ぎふNPO・生涯学習プラザ来訪者数：8,318人

NPOの設立、運営に関する相談：982件

相談内容の内訳

- | | |
|---------------|---------------|
| ①団体の設立相談：166件 | ②団体の運営相談：175件 |
| ③団体の会計相談：64件 | ④助成金相談：41件 |
| ⑤生涯学習相談：10件 | ⑥ボランティア相談：29件 |
| ⑦その他：497件 | |

その他の内容：NPO法人等の地域の課題解決に取り組む団体に関する情報希望、イベント広報等のチラシ配架依頼など

ぎふNPO・生涯学習プラザ主催セミナー：年8回

1) NPO法人の日常会計セミナー

2023年6月16日(金) 14時～16時 会場：オンライン上

講師：中尾 さゆり 氏 (NPO法人ボランティアネイバーズ 理事長・税理士)

NPO法人の会計と関連する「源泉所得税」や「法人税」、「消費税」について説明し、税務への理解を促す内容及び日常の会計業務の流れや決算に向けた事前準備など、NPO法人の日常的な会計について学ぶセミナーを行った。

アンケートでは、「税務から会計処理のやり方まで、分かりやすく説明してもらえ、すごく参考になりました。特に、会計のルールを丁寧につくることの大切さが分かりました」や「法人運営に必要なことを初級レベルから講義していただきありがとうございます」といった声があった。また、新しく会計を担当するようになった職員の参加もあり、団体内部のサポートもあるが会計セミナーで基礎的な内容を学んだようであった。担当者の交代があるため、会計及び労務のセミナーは継続して実施していく必要性を感じる。

2) NPOの労務や有償ボランティアについて学ぶ労務セミナー

2023 年 6 月 26 日(月) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：加古 朗 氏（社労士・行政書士加古事務所 代表）

NPOでは、労務に関連する人の区分として大きく分けると「有給職員」「無償ボランティア」「有償ボランティア」「役員」がある。事業を実施していくうえで、有給職員だけでなく、ボランティアと共に活動していくことがNPOの特徴の一つである。ボランティアと言えば無償の活動を指すことが多かったが、近年は有償ボランティアという言葉が定着し、NPOに関わる人の活動形態の一つとなっている。しかし、有償ボランティアは労働者の「労働災害保険」、無償ボランティアであれば社会福祉協議会が提供している「ボランティア保険」で一定の補償がされるが、有償ボランティアは雇用関係を結ばず、謝金で支払うことが多いため、補償が無い場合が多い。

労務セミナーでは、有償ボランティアの注意事項を学ぶと共に労務の基本を学んだ。また、NPO法人では有給職員を雇用する余裕がない場合が多く、実態が分からないため雇用することを躊躇してしまうことがあるため、まず雇用に関する基礎知識の理解を促す説明を行った。

アンケートでは、「法律に基づく手続きや制度が一般企業と同様にNPOにも必要なことが分かりました」や「初心者でもわかりやすく、聞きやすかったです」といった声があり、労務の基礎を学ぶ機会となったようであった。人を雇用しているNPO法人ばかりではないが、謝金を払っていることは多い。「労働者」と「ボランティア」の違いを理解した上で、団体や関わるスタッフが選択できるよう、プラザ窓口等でも伝えていく必要がある。

3) チラシをデザインするコツ☆が学べるNPO向けセミナー

2023 年 10 月 6 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：臼井 南風 氏（リトルクリエイティブセンター グラフィックデザイナー）

NPOが実施するイベント等の広報に用いるチラシの作り方を学ぶセミナーを実施した。NPOでもインターネット等を使った広報が増えているが、実際に配布して手に取ってもらう機会は多く、チラシを作成する機会がある。プラザでも多くのチラシを配架しているが、そのチラシの多くは専門家に頼むのではなく、NPO自らが作成している場合が多い。セミナーでは、チラシに掲載する情報の整理方法や使用する文字フォントの数、チラシに用いる色などを聞き、参加者から講師の添削用に送ってもらったチラシを見ながら、具体的なアドバイスを交えて、チラシのデザインを学んだ。

アンケートでは、「載せる情報の絞り方・配置など、参考になった」や「フォントで印象が変わることなど、わかりやすかった」などの声があり、チラシに掲載する情報の整理と選択の大切さと文字のフォントや色がチラシに与える影響を学べたようであった。

4) リーフレットや会報誌の文章を作るコツ☆が、学べるNPO向けセミナー

2023 年 11 月 9 日(木) 14 時～16 時 会場：OKBふれあい会館及びオンライン

講師：野口 晃一郎 氏（フリーライター[元岐阜新聞記者]）

リーフレットや会報誌、団体のブログ等、文章で活動を発信する団体を対象に、読みやすい文章の書き方を学ぶセミナーを実施した。

NPOの場合、書きたい内容はあるが分かりやすくまとまっていないことが多い。文章の書き方や情報の整理の仕方などを聞き、思いが伝わる文章の書き方を学んだ。

限られた文章量で自分の思いを伝えるための文章構成や話の要点の絞り方について話された。また、事前に参加者から提出された広報物の文章について、講師からアドバイスをもらい、文章構成のコツを学んだ。

アンケートでは、「要点を3点に絞る大切さを感じました」や「実例を交えて話してもらえたので、考えやすく自身に取り込みやすかったです」といった声があった。

5) SDGs セミナー まちへの貢献も大事な仕事

2023 年 11 月 24 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：小牧 知宏 氏（小牧木材株式会社 代表取締役）

清水 麻生 氏（NPO 法人こまき市民活動ネットワーク 事務局次長）

企業やNPO等の行う事業にSDGsの目標を取り入れて実施している団体があり、取り組みをSDGsと関連させることで、事業の内容を整理することができる。今回のセミナーでは、企業とNPOの両方の立場から、SDGsへの理解を深め、企業の取り組み事例を聞き、SDGsを通じた企業とNPOの連携について学んだ。

企業の取り組みとして小牧木材株式会社の事例を紹介した。小牧木材株式会社では、会社の近所にある福祉施設とのイベント開催やNPOでのボランティアなど、自社の行いやすい形でSDGsに取り組んでいることが紹介された。次にこまき市民活動ネットワークから、SDGsの考え方やSDGsを取り入れた事業の見直し、小牧市のSDGsに対する取り組みなどについて話された。

アンケートでは、「もっと色んな活動を知りたいと思った」や「小牧市の本気度が感じられる内容だった」といった声があった。また、「小牧社長のような考えの企業が増えると良いと思った」という感想もあった。経営者の考え方で取り組みやすさが変わるのではなく、「SDGsに取り組む」と構えなくとも、身近な所から始められることや社員も楽しんで取り組めること、SDGsの活動のハードルはそれほど高くないことを伝えていきたい。

6) 行政とNPOの力の合わせ方！セミナー

2024 年 2 月 28 日(水) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：田原 尚舞 氏（犬山市市民部地域協働課）

森好 佐和子 氏（ジョインいぬやま）

行政とNPOが協働関係を構築していく上で必要な関係づくりについて、実際の協働事業を基に、行政とNPOの両者の立場からの話を聞いた。田原氏から、行政から見た協働のポイントが話された。NPOから行政に働きかける場合は、長い目で見て関わることを想定すること、行政からNPOに働きかける場合は、ただ仕事を頼むだけでなく、そのNPOに頼む理由や相手の価値観を満たすかどうか、それらを考える必要があるとのことであった。森好氏からは、実際の協働事業である「犬山市協働プラザ わんまる一む」で行われている事業について説明があった。NPO側から事業を提案する際、事業の意味を説明しながら行政側に意義を分かってもらい、事業化していったことなどが話された。また、協働事業としていくうえで、NPO側が「まずはやってみる」ということの大切さが語られた。

アンケートでは、「行政とNPOの価値観の違いを双方が理解した上でコミュニケーションを取ることの重要性を改めて認識しました」や「両者からの意見に学ばせて頂き、勉強になりました」といった声があり、立場の違いを理解する学ぶ機会となった。しかし、「一般的なことばかりでありあまり参考になりませんでした」といった声もあった。講義を聞くだけでは、講師と参加者に分断され一般的な話になりがちである。参加者の悩みなどを聞き、解決方法を探るなど双方向のやり取りの必要性を感じた。

7) 岐阜県内市民活動支援センター交流会 ファシリテーションを学ぶ

2023 年 9 月 8 日(火) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：白川 陽一 氏（名城大学社会連携センター「PLAT」社会連携アドバイザー）

市民活動支援センター交流会では、ファシリテーションをテーマに行った。今回は「会議を充実させるためのファシリテーション」と「参加者の学びを深めるファシリテーション」を中心に学び、市民活動支援センター同士で交流を行った。セミナーは、実際にファシリテーションの効果を体験し、体験したことについて自身の意見を話しながら進めた。市民活動支援センターのスタッフは普段、ファシリテーションを行い、学びを深める立場であるため、ファシリテーションの体験と自分の中の感覚を言葉にすること、それを補足する講義を受けることで、ファシリテーションの重要性を学ぶ

機会となった。

アンケートでは、「自分自身を見つめる機会になり、大変有意義な時間を過ごすことができた。同じグループの人と、通じ合えた気がした」や「体感することで新たな気づきが生まれたことに、本当にびっくりした。相談業務だけでなく、人と関わる日常でも使えると感じた」といった声があった。「ファシリテーション」といった決められたものではなく、参加者自身が自主的に学びを深められる機会となった。

8) 岐阜県市民活動支援センター交流会 NPO法 25 周年！あらためて『NPO法人』について考えてみよう

2024 年 3 月 12 日(水) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：吉田 建治 氏（認定NPO法人日本NPOセンター 事務局長）

NPO法が施行されて 25 年が経ち、施行当時から社会状況が変わっていくなかで、NPO法人が、社会の中でどのような役割を果たしてきたかを再認識し、これからのNPO法人の役割とそれを支える中間支援組織の役割について考えることを目的として実施した。

まずは話題提供として、ぎふNPOセンターの原から、NPO法施行直前・直後の市民活動の盛り上がりとNPO法への期待が話された。その後、日本NPOセンターの吉田氏から、被災地支援など、全国的なNPOがネットワークで取り組んできた課題について話があった。

また、意見交換の場では、「市民活動支援センターの活動資金が足りなく、思うような事業が実施できない」といった悩みや「活動団体の代替わりをどのように進めるか」といったことが語られた。

アンケートやヒアリングでは「協働事業の提案の進め方について学びがあった。他センターの状況を調べ情報交換しながら進めたい」や「ムリに団体の代替わりを進めるのではなく、終わった後に、また必要であれば活動し始める団体が出てくる、と考えることも大切」といった声があった。交流会では「テーマについて学ぶだけでなく、他センターの状況についても詳しく知りたい」という声もあるため、連携関係を豊かにしていく企画を考えていく必要がある。

成果と課題

NPO法人の設立や認定NPO法人への移行についての相談が、以前と比較して増えており、NPO等の活動が盛り上がっているように感じる。また、岐阜県に認証申請書を提出に行った団体に対し、担当課がプラザで一度相談するようにと案内するなど、認証等の相談において、岐阜県との連携がより密接に取れるようになった。その結果、岐阜県に、ぎふNPOセンターのNPO法人に関する考え方を伝える場や協議する場が持てている。

また、市民活動支援センターとは交流会や日頃の相談を通して、関係づくりを行っている。しかし、支援センターの無い地域もあるため、そういった地域については中間支援機能を担っている団体と連携するなど、支援体制の強化が課題である。

② 調査・研究・提案事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

NPOや協働を取り巻く状況や、それらを各方面がどのように考えているか把握することは、さまざまな活動や政策提言を進める上で重要な情報となる。またそうした情報をNPOに適切に発信していくことで、地域全体でさまざまな取り組みに役立っていく。

事業の目的 NPOや協働を取りまく状況について把握し、分析し、各方面への提案に結びつけることで、活動の環境を整える。

事業の概要 NPOのSDGs 全国調査に協力した。
その他、日本NPOセンターの呼びかけで行っている「NPOと行政の協働を考えるタスクチーム」では、ぎふNPOセンターとして支援組織のあり方を考えるプロジェクトチームに参加し、今後の方向性について検討を進めている。検討は現在も継続して行っている。

成果と課題 「NPOと行政の協働を考えるタスクチーム」に参加し、全国の事例を鑑みつつ岐阜のあるべき姿を探っている。この1年を目途にとりまとめに入る予定である。
岐阜県内の21市に対する協働状況調査は取り組めていない状況であり、体制を整えて臨みたい。



③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

住民が主体となって地域の課題に取り組む際、活動する団体に法人格が必要になる場合がある。市民活動に取り組む法人格の一つであるNPO法人の設立及び運営に関する講座を行い、受講者が理解を深めることで活動を支援する。

事業の目的 NPO法人の設立や運営など、NPO法人の基礎的な内容を伝え、NPO法人に対する理解を深め、実践者の取り組みの支援を行う。

事業の概要 【NPO法人設立講座】
NPO法人設立講座では、「NPO」とは何か、NPO法人と一般社団法人の違い、法人格を取得するメリットと責務、NPO法人の設立方法などを学ぶ講座の内容を見直した。

【NPO法人運営講座】
2023 年度も昨年度までに引き続き、運営講座の見直しを行った。

成果と課題 今年度は講座を開催しなかったが、ブックレットを使い個別の設立相談を実施した。NPO法人の設立に関する相談は多くあり、設立時の心構えやNPO法人以外の法人格についても伝えることができた。運営講座も含めて、ぎふNPOセンターの市民活動への思いを伝える場にもなるため、積極的に発信していきたい。また、講座形式で実施することによって、参加者が他団体の参加者から良い影響を受ける場合もあるため、内容を見直すと共に、新たな講座も企画していきたい。



③ 「みんなの勉強会」(会計しっかりマスター講座・会計実務サポート)

開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

会計に関するセミナー及び相談対応を行い、NPOの財政状況を自ら把握し、主体的に判断できるよう支援することで、住民の自発的な活動を促進する。

事業の目的 NPO法人に必要な会計の実務に関する講座等を開催し、NPO・ボランティア団体の運営実務のスキルアップを図る。

事業の概要 <会計しっかりマスター講座> (於：OKB ふれあい会館)
 「貸借対照表」から学ぶ会計の基本：
 2024年2月14日・3月13日 参加者14人(11団体)
 NPO法人等の非営利団体の代表者や会計担当者を対象に、非営利団体の会計の仕組みや会計書類の役割と作成手順、「貸借対照表」等の作成までの実務を学ぶ講座を開催した。

<会計実務サポート>
 会計ソフト「ソリマチ会計王NPO法人スタイル」の使い方支援
 新規導入7団体 個別サポート10団体
 会計ソフトを購入してもらった団体に対し、初期設定までを支援した。
 導入後の電話相談には随時対応した。

成果と課題 新型コロナウイルスの影響により2020年度から対面による日常編・決算編・報告編の会計講座の開催を見合わせてきたが、今年度は決算を控えているNPO法人や助成金申請を考えている非営利団体の代表者や会計担当者を対象に会計講座を実施した。複式簿記による「貸借対照表」の作成を通じ、主にその役割と必要性を伝えることに重点を置いた。
 仕訳や会計処理の方法など様々な問合せに対しては、それぞれの法人の状況を聞き取り丁寧に説明しサポートを行った。
 新設法人やNPO法人の会計担当にはじめてなった人など会計初心者向けに、まず会計処理の基本となる仕訳や勘定科目を学ぶミニ勉強会や、NPO法人の管理会計・財務会計等に関わる理事や事務局長を対象とした講座を企画していきたい。
 会計だけでなく税務や労務についての相談や問い合わせも増えているため、これらに関する専門家による個別相談会の開催も視野に入れ検討していく。

⑤専門相談・講師等派遣事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

当法人がこれまでに培ってきたノウハウや全国的なネットワークを通じて得られた情報および知見を、岐阜県内のNPOや中間支援センターに伝えていくことは、県内全体でNPO等が実施する活動を活性化していくことにつながる。

事業の目的 NPOに関する理解を深めることや地域課題解決の担い手づくりなど、地域で活躍するさまざまな主体を支援していくため、日常的に法人手続きや会計等の専門的な相談に対応すると共に、講座等の講師を派遣する。

事業の概要

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPO相談>
相談会回数：7回

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPOカフェ>
2023年11月19日
講師：野尻 智周

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見
市民活動団体交流会>
2024年1月28日
講師：野尻 智周、笠原 聡太郎

<日本NPOセンター NPOと行政の対話フォーラム>
2023年8月31日
話題提供：野尻 智周

<多治見市社会福祉協議会 ボランティア研修会>
2023年6月6日 多治見市社会福祉協議会主催
講師：野尻 智周

<安八町社会福祉協議会 ボランティアネットワーク交流会>
2023年9月28日、2024年2月6日 安八町社会福祉協議会主催
講師：野尻 智周

成果と課題 NPOやボランティアに関する理解を深める内容だけでなく、資金の獲得に関する講座の開催など、さまざまな依頼があった
今後もNPOのあるべき姿や運営支援、政策提言など、ぎふNPOセンターとして蓄積しているさまざまな情報、ノウハウを生かしながら、NPOを取り巻く環境と関連させ、内容を充実させていきたい。
ぎふNPOセンターのミッションや事業計画に合わせた内容で地域の担い手育成に関する講座講師の派遣を行っていく。

⑥生涯学習情報提供事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

生涯学習は、自身が学んだ事柄を自分だけの学びに留めずに、地域で学びを活用し、まちづくりの活動と連携することで、コミュニティの構築や地域の課題解決に役立っている。生涯学習に取り組む団体を含むNPO等の活動を支援し、住民主体の地域づくり活動を促進する。

事業の目的

ホームページで生涯学習に関する情報を提供し、市民が生涯学習へ参加する機会を作る。生涯学習に取り組む団体に対しては、生涯学習の持つ「地域のつながりづくり」の可能性を伝え、またNPO等との連携を通じて地域の課題解決の取り組みを促進することを目的に実施する。

事業の概要

岐阜県が紹介している生涯学習の指導者情報の広報、講座等を開催するために講師を依頼したい団体と指導者の仲介、岐阜県の提唱する「地域づくり型生涯学習」の紹介を行った。

成果と課題

窓口の相談では、団体に対して生涯学習に関する活動を行う場合でも、地域づくりを意識しながら取り組むことで活動の幅が広がることを伝えられた。しかし、社会教育などを含んだ「生涯学習」の啓発に十分には取り組み切れておらず、ぎふNPO・生涯学習プラザの窓口でも相談件数がそれほど多くない。生涯学習は地域づくりの入り口にもなるため、市民への広報活動に力をいれたい。



⑦災害時専門ボランティア受入推進事業 <岐阜県社会福祉協議会委託事業>

法人ミッションとのつながり

災害という誰にも関係するキーワードを通じ、さまざまな団体が日常からつながって
いくことができる取り組みは、NPOの連帯を強め、活動の活性化を促すことができる。

事業の目的

全国各地で頻発する自然災害に対し、様々な組織、機関が連携しながら、被災した人々が一日も早く日常生活を取り戻すことを念頭に、数多くの人たちが災害にも強い地域づくりを目指して日々の活動に取り組んでいる。そのような中、災害だけでなく、子育て、福祉、環境など、専門性の高いスキルを持ったNPOや市民活動団体等が、それぞれの得意性や専門性を生かしながら災害時にも地域で支援等の活動が行えるよう、また災害時に自分たち自身の活動をどうしていくかを考えていく必要がある。各団体や個人の取り組みだけでなく、共通した活動分野や地域で、災害時を意識しながら緩やかなネットワークを形成しておくことは、災害時のみならず日ごろからの地域づくりに寄与するものである。

そこで、日頃から災害について意識し、近隣市町村の関係者と顔の見える関係づくりを行っていくこと、また今後の緩やかなネットワーク形成を目指すことを目的に研修の機会を設けた。また、災害時の情報共有の大切さを伝え、災害時の「情報共有会議」について意識を高め、研修を通じて専門性を持ったボランティア間の顔の見える関係の構築を図ることができるように努めた。

事業の概要

1) 開催日時（形式は全て対面およびオンラインのハイブリッド形式）

【岐阜圏域】日時：2024年3月12日（日） 14：00～16：00

【ネットワーク形成に向けて①】

日時：2024年2月29日（木） 14：00～16：00

場所：美濃加茂市生涯学習センター402 研修室

【ネットワーク形成に向けて②】

日時 2024年3月10日（日） 14：00～16：00

場所：高山市役所 201 および 202 会議室

【普通のNPOが災害に向けて取り組むこと】

日時：2024年3月7日（木） 14：00～16：00

場所：東濃信用金庫 とうしん学びの丘 “エール”

【まとめ】

日時：2024年3月13日（水） 14：00～16：00

場所：ハートフルスクエアG 大研修室

2) 研修内容

- ① 趣旨説明
- ② 講義および団体からの話題提供
- ③ 質疑応答
- ④ 意見交換（会場参加者のみ）
- ⑤ まとめ

3) 参加者

各テーマでの参加申込者は以下の通り。ただし、オンライン参加の場合は各テーマのオンライン参加 URL は同一としたため、申し込みのないテーマに参加していた例も見られた。

なお、現地参加の人数には講師および話題提供者も含んでいる

【ネットワーク形成に向けて①】現地参加：8 名、オンライン参加申込 9 名

【ネットワーク形成に向けて②】現地参加：32 名、オンライン参加申込 16 名

【普通の NPO が災害に向けて取り組むこと】

現地参加：8 名、オンライン参加申込 11 名

【まとめ】現地参加：9 名、オンライン参加申込 12 名

合計（延べ）現地参加：57 名、オンライン参加申込 48 名、合計 105 名

4) 動画の配信

オンライン配信の内容については振り返りや組織内での共有に使用してもらえるよう、動画配信サービスを使用して視聴可能な状態とした。また、部分的なふりかえりとして利用することも想定し、動画配信の連絡に際してはタイムラインについても提示した。

(2) 講師および各回の話題提供

	講師、話題提供者
ネットワーク形成に向けて① 『地域の防災人材を生かした ネットワークづくり』	話題提供：岩井 慶次 氏（日本防災士会岐阜県支部、 美濃東部防災力強化ネットワーク会議） コーディネーター：園崎 秀治 氏（Office Sonozaki）
ネットワーク形成に向けて② 『高山市の財団や まち協による取り組み』	話題提供：本間 あかり 氏（一般社団法人ひだ財団） 山本 真紀 氏 （TMBJ（高山市まちづくり協議会防災士女子会））
NPO の防災への取り組み 『普通の NPO が 災害に向けて取り組むこと』	話題提供：眞武 美奈子 氏（NPO 法人 Mama' s Cafe） 曾根 康弘 氏 （東濃信用金庫とうしん地域活力研究所） コーディネーター：園崎 秀治 氏（Office Sonozaki）
まとめ『これからに向けて』	講師およびコーディネーター：園崎 秀治 氏（Office Sonozaki）

成果と課題

本研修の実施前、2024 年 1 月 1 日、能登半島を震源とする大規模な地震が発生した。参加者の中には既に能登半島に支援業務に入っている人、あるいはボランティアに参加した人もいた。そのような中、今回の研修では自分たちの地域で実際に災害が発生した場合、どのように動くことができるか、必要な連携は何かを、それぞれの立場から真剣に考えることができた。

多くの参加者から「有意義な時間を過ごすことができた」「これからについて前向きに考えることができた」などの意見を聞くことができた。

特に会場参加者に限定し、少人数に分けて実施した意見交換では、話題提供や日頃の活動で気付いた事柄や考えるべき点について活発に発言があり、何より意見交換の相手や周囲の人たちのことを知ろうとするような質問が見られた。これは、今後、災害時に専門性を発揮して支援に当たるためのネットワーク形成に大きな期待を持つことができる風景であった。

しかしながら、既に災害支援に取り組んでいる団体を含め、研修に参加していない NPO が多くいることも事実である。災害時には一人、一つの団体だけでは十分な力を発揮することはできない。支援に入る側も支援を受ける側も、日頃からつながっておき情報を共有できる体制をつくっておくことが肝要である。研修に参加していない団体も含め、体制づくりにつながる緩やかなネットワークの形成に向け、市町村社協や自治体はもちろん、NPO 支援に携わる機関も含めた顔の見える関係づくりにこれからも努めていきたい。



⑧災害時関連事業 <岐阜大学委託事業および自主事業>

法人ミッションとのつながり

災害という誰にも関係するキーワードを通じ、さまざまな団体および防災人材のネットワークを形成していくことは、誰一人取り残されない地域づくりにつながっていく。

事業の目的 様々な形で災害支援が行われている。支援について学び、また防災というキーワードを通じて多くの団体とつながっていく。

事業の概要 災害発生後、生活再建を進めるための取り組みの一つである災害ケースマネジメントを学ぶ講座を開催した。
その他、さまざまな研修やネットワーク交流会等に参加した。

成果と課題 2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島を震源とする大規模な地震で関心が高まる中、近隣県をはじめとして他地域の団体、防災人材をつなげることができた。
災害ケースマネジメント勉強会においては、専門家を招聘して今後の連携に向けたつながりができた。



⑨助成事業助成金等情報提供事業

社会福祉振興助成（WAM助成）オンライン募集説明会 <WAM 委託事業>

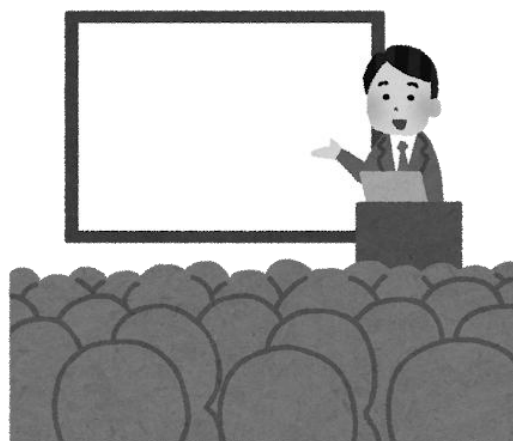
法人ミッションとのつながり

NPOが助成金を獲得することは、既に実施している活動の資金になるのみならず、新たな取り組みを促し、地域に還元されていくことにつながる。また助成金の説明会を開催することで助成財団等とのつながりを深め、ノウハウや知見の蓄積につながっていく。そうした成果をさまざまなNPOに還元することは地域力の向上に結びつく。

事業の目的 WAM 助成に関する説明会および個別相談会を実施することで、申請を検討している団体の助成金に関する理解が進み、助成団体との結びつきを深める。

事業の概要 昨年度に引き続き、2024 年 1 月 17 日に、東海地域をはじめとする助成金申請を考えている団体を対象として説明会を開催した。今年度は実際の会場とオンラインのハイブリット形式で実施した。

成果と課題 助成金の説明会には 40 人近くの申込みがあり、岐阜県が 3 割強を占めていた。岐阜県内で活動する団体に向けて助成金の紹介と申請ノウハウの紹介を行うことができた。岐阜県内の団体からは個別相談の申込みもあり、「WAM 助成の担当者と直接話せたことが良かった」とのことであった。毎回、広報から説明会実施、応募までの期間が短いため、広報は各地の中間支援組織と連携し、毎年募集があるため、関心のある団体には応募前から企画を予め考えておくよう勧めていきたい。



⑩岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート <自主事業>

法人ミッションとのつながり

首長選挙に立候補者に対して市民活動施策に対する考え方についてアンケートを行い、首長候補者のNPOを含む住民の活動への考えを聞き、NPO関連施策への理解を促し、NPOの活動を推進するための環境整備を行う。

事業の目的

岐阜県内で実施される首長選挙(県知事および市町村長選挙)の立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状を送り、回答を公開することで、行政、市民双方の協働のまちづくりへの意識を醸成する。

事業の概要

2023 年度において、岐阜県内では、多治見市、土岐市、山県市、瑞穂市、垂井町、安八町、坂祝町、白川村、輪之内町、笠松町、御嵩町、瑞浪市、関市、中津川市、八百津町、飛騨市、本巣市、北方町、郡上市（選挙日順）の 19 自治体で首長選挙が実施された。新聞等で確認できた立候補予定者へ質問状を送り、ぎふNPOセンターのホームページで質問内容及び回答を公開した。

成果と課題

前年度と同様に 3 つの質問「市民活動団体への期待」「市民活動団体への活動支援施策」「市民活動団体との協働関係との構築」について、各自治体の実施している市民活動団体の支援施策や自治体の総合計画、協働のガイドラインを参考にしてアンケートを作成した。

自治体の市民活動支援施策や協働状況、総合計画や協働のガイドライン等に関する質問を取り入れ、市民活動と自治体の施策を意識して回答がもらえるよう作成した。

当選者の回答が現在の自治体施策に反映されているか、照らし合わせ、それを基に提言を考えるなど、市民活動の活性化や協働の関係づくりに繋がるよう、活用方法を考えていきたい。



⑪ NPOの活動拠点等提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

小規模な団体への作業環境の提供は、各団体のリソース不足を補い必要な活動に力を向けてもらうことにつながる。必要な活動に注力することで、県内全体としてのNPOの活動活性化を促すことができる。

事業の目的 多くのNPOにとって共通する課題である作業環境の不足を補完する。

事業の概要

- ・印刷機の利用（有料）
- ・紙折機の利用（無料）
- ・ワークショップツール「えんたくん」貸出（有料）
- ・オンライン機材貸出（有料）
- ・会議スペースの提供（プラザ事業として実施）

成果と課題

印刷機の利用についてはのべ 15 団体であった。岐阜市内には別の施設に無料で利用可能な印刷機も用意されている（条件および制限等あり、紙は持ち込み）ことを考慮することは必要だが、利便性の観点から今後も継続して作業環境の提供を継続していく。

新型コロナウイルス感染症に関する規制が緩和され、さまざまな場面で対面による交流が盛んになってきている。こうした状況の中、適度に近距離での対話を促進する円形段ボール「えんたくん」を貸し出すことで、各団体が実施するイベントの充実に寄与した。2023 年度は 2 件の貸し出し実績となった。

また、コロナ禍で定着したオンライン会議等から派生し、イベントを対面およびオンラインで実施する「ハイブリッド形式」が増加してきている。そうした場面では、ある程度の機能を有する機器が必要であるため、ぎふNPOセンターが所有する配信機材を貸し出した。2023 年度は 1 件の貸し出し実績となった。

今後もさまざまな相談機能と本事業の連携も考え合わせ、さまざまな状況にあるNPOにとって必要なインキュベート機能やイベント対応について検討し、必要な支援について実施していく。



⑫ ぎふNPOセンターブックレット普及事業 <自主事業>

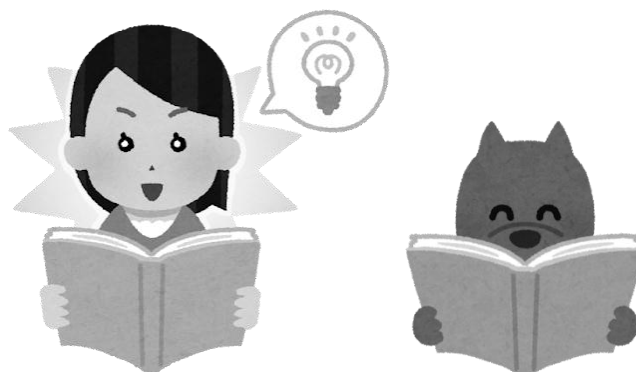
法人ミッションとのつながり

住民が地域の課題を自ら解決に取り組む際の法人格として「NPO法人」を紹介し、団体の設立支援を通して、住民自ら地域課題に取り組みを促進する。また、住民主体の社会の実現に向けて、ぎふNPOセンターの思いを発信する。

事業の目的 NPO法人に対する理解を深め、法人設立のメリット・責務を知り、読者の望む形で地域や社会の課題との関わりが持てるようになることを目的として、ぎふNPOセンターの「NPO」に対する思いと法人設立への知識・経験をまとめて作成したブックレットを普及する。

事業の概要 NPO法人設立講座等で使用していたブックレット「想いをかたちに！NPO法人設立の手引き」を2021年度に、法律や制度の変更に合わせ、一般社団法人の紹介を追加し、NPO法人を含む市民活動を取り巻く状況に合わせた内容に更新した。ぎふNPOセンターが培ってきた経験を加えて作成した第3版をNPO法人設立相談の際、資料として用いた。

成果と課題 設立講座の資料として作成したブックレットには、NPO法人と社団法人の違いやNPO法人に関係する税金の話、設立までの手続き一覧など、NPO法人の設立相談を受ける中で質問の多い項目について記載している。ぎふNPOセンターが伝えたいと考えている内容も多く含むため説明資料として有効に活用していきたい。設立講座や設立相談があったときに積極的に紹介し、普及に努めたい。



特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅱ.2023 年度 決算報告

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所[税込] (単位: 円)
2024年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	10,112,286
現 金	208,768	前 受 金	2,000
小口 現金	180,948	預 り 金	317,905
普通預金	22,700,427	未払消費税	835,000
現金・預金 計	23,090,143	流動負債 計	11,267,191
(売上債権)		負債合計	11,267,191
未 収 金	2,609,385	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	2,609,385	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	14,971,500
前 払 金	10,134	当期正味財産増減額	2,088,936
その他流動資産 計	10,134	正味財産 計	17,060,436
流動資産合計	25,709,662	正味財産合計	17,060,436
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	2		
有形固定資産 計	2		
(投資その他の資産)			
特定預金	2,467,963		
出 資 金	150,000		
投資その他の資産 計	2,617,963		
固定資産合計	2,617,965		
資産合計	28,327,627	負債及び正味財産合計	28,327,627

財 産 目 録

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所

[税込] (単位: 円)

2024年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	208,768
シンクタンク	(208,768)
小口 現金	180,948
センター用	(180,948)
普通預金	22,700,427
ゆうちょ銀行	(102,553)
郵便振替	(193,551)
十六銀行 県庁支店	(21,975,013)
十六銀行 別口1	(429,310)
現金・預金 計	23,090,143

(売上債権)

未 収 金	2,609,385
プラザ事業	(679,828)
ハチドリ	(42,737)
講師派遣	(20,000)
美濃加茂市自治会のあり方検討会	(1,766,820)
災害関連事業	(100,000)
売上債権 計	2,609,385

(その他流動資産)

前 払 金	10,134
女性のつながりサポート	(10,134)
その他流動資産 計	10,134

流動資産合計

25,709,662

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	2
有形固定資産 計	2

(投資その他の資産)

特定預金	2,467,963
出 資 金	150,000
momo出資金	(150,000)
投資その他の資産 計	2,617,963

固定資産合計

2,617,965

資産の部 合計

28,327,627

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	10,112,286
事業経費	(6,301,479)
管 理 費	(3,810,807)
前 受 金	2,000
会 費	(2,000)
預 り 金	317,905
ぎふハチドリ基金	(10,276)
会計ソフト代	(35,200)
社会保険料	(186,625)
雇用保険料	(84,783)
報酬源泉	(1,021)
未払消費税	835,000

流動負債 計

11,267,191

負債の部 合計

11,267,191

正味財産

17,060,436

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	140,000	
個人賛助会員受取会費	18,000	
団体会員受取会費	128,000	286,000

【受取寄付金】

受取一般寄付金		3,480
---------	--	-------

【受取助成金等】

受取委託金	30,536,436	
プラザ運営事業	(12,279,828)	
災害時ボランティア受入研修事業	(2,000,000)	
女性のつながりサポート事業	(14,296,319)	
WAM助成金説明会	(93,469)	
災害ケースマネジメント勉強会	(100,000)	
美濃加茂市自治会支援業務	(1,766,820)	
受取補助金	24,000,000	
孤独・孤立対策官民連携事業	(24,000,000)	54,536,436

【事業収益】

講師派遣事業収益	241,000	
講師代	(241,000)	
ブックレット普及事業収益	6,160	
ブックレット代	(6,160)	
専門相談事業収益	153,300	
資料代	(78,000)	
会計サポート代	(31,300)	
会計ソフト代収益	(44,000)	
活動拠点提供事業収益	133,050	
印刷代	(125,850)	
えんたくん貸出	(2,200)	
配信機材貸出	(5,000)	533,510

【その他収益】

受取 利息	155	
雑 収 益	212,453	212,608

経常収益 計

55,572,034

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給与手当(事業)	13,976,491
通 勤 費(事業)	650,161
法定福利費(事業)	2,232,429
人件費計	16,859,081

(その他経費)

報償費・謝金(事業)	2,254,950
旅費交通費(事業)	321,506
通信運搬費(事業)	973,672
印刷製本費(事業)	335,063
消耗品費(事業)	884,429
会 場 費(事業)	71,540
賃 借 料(事業)	356,930
委 託 費(事業)	7,601,400
研 修 費(事業)	87,650
会 議 費(事業)	20,644
保 険 料(事業)	26,853
諸 会 費(事業)	33,000
租 税 公 課(事業)	1,462,700
印紙代等	(41,000)
消費税	(1,421,700)
支払補助金	20,061,780
その他経費計	34,492,117
事業費 計	51,351,198

【管理費】			
(人件費)			
職員給与	679,159		
通勤費	37,981		
法定福利費	132,369		
社会保険料	(123,256)		
労働保険料	(9,113)		
福利厚生費	46,826		
人件費計	896,335		
(その他経費)			
報償費・謝金	217,300		
旅費交通費	128,340		
通信費	123,194		
賃借料	188,450		
事務所管理費	37,250		
事務所消耗品費	64,042		
租税公課	73,300		
均等割	(72,000)		
印紙税	(1,300)		
会議費	6,930		
印刷費	29,644		
渉外費	41,740		
他団体会費	(38,000)		
その他	(3,740)		
諸会費	1,375		
リース料	324,000		
複合機	(324,000)		
その他経費計	1,235,565		
管理費計		2,131,900	
経常費用計			53,483,098
当期経常増減額			2,088,936
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			2,088,936
当期正味財産増減額			2,088,936
前期繰越正味財産額			14,971,500
次期繰越正味財産額			17,060,436

事業の支出内訳（別紙）

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

定款5条事業区分	①調査研究		②人材育成・研修		③啓発・広報		④相談・助言・提言				⑦社会包摂		
収入財源	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	委託事業 (岐阜県県民 生活課)	自主事業	委託事業 (福祉医療 機構)	自主事業	委託事業 (岐阜県男女共同参 画・女性の活躍 推進課)	補助金 (岐阜県地域 福祉課)		
事業名	調査研究 事業	講師派遣 事業	講座開催 事業	ブックレット 普及事業	情報発信 事業	プラザ運営 事業	政策提言 事業	情報提供 事業 (FAM助成金 説明会)	専門相談	女性のつながり サポート事業	孤独・孤立対策 官民連携事業費 補助金事業		
(人件費)													
給与手当	24,000	92,565	24,000	0	24,000	8,319,344	36,000	35,900	58,881	2,724,838	1,112,620		
通 勤 費	0	5,000	0	0	0	355,621	0	1,939	3,180	147,176	81,701		
法定福利費	0	0	0	0	0	1,340,696	0	5,972	9,795	453,277	251,624		
福利厚生費													
人件費計	24,000	97,565	24,000	0	24,000	10,015,661	36,000	43,811	71,856	3,325,291	1,445,945		
(その他経費)													
報償費・謝金						205,000			31,500	263,450	275,250		
旅費交通費		39,527				53,070	14,567	2,370	4,292	93,106	14,221		
通信運搬費						804,480	15,980		2,805	129,687	12,430		
印刷製本費						111,445				116,370			
印 刷 費													
消耗品費						298,684				509,693	35,000		
会 場 費						14,210		4,810	7,490	21,520	21,520		
賃 借 料						116,930							
事務所管理費													
事務所消耗品費													
リース料													
広 報 費													
委 託 費										7,202,000			
研 修 費						49,650					5,000		
会 議 費						1,290					4,574		
車 両 費													
燃 料 費													
水道光熱費													
保 険 料						20,853				6,000			
渉 外 費													
支払手数料													
支払補助金											20,061,780		
雑 費													
諸 会 費									33,000				
租税公課						20,000				20,200			
消費税						216,700				676,878	346,304		
均等割													
その他経費計	0	39,527	0	0	0	1,912,312	30,547	7,180	79,087	9,017,384	20,776,079		
経常費用合計	24,000	137,092	24,000	0	24,000	11,927,973	66,547	50,991	150,943	12,342,675	22,222,024		

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

43

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

2024年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸については、該当資産がない事から評価しません。

(2). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法で償却します。

無形固定資産については償却をしません。

(3). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式で行い、税額の計算は本則主義によっています。

【事業費の内訳】

事業費の区分は別紙の通りです。

【固定資産の増減内訳】

〔税込〕（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
什器備品(エアコン)	100,000	0	0	100,000	99,999	1
什器備品(紙折り機)	210,000	0	0	210,000	209,999	1
合計	310,000	0	0	310,000	309,998	2

【用途等が制約された資産の内訳】

当法人の正味財産は17,060,436円ですが、このうち2,467,963円は目的が決まっていますので、用途が制約されていない正味財産は14,592,473円です。

〔税込〕（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
特定預金	2,467,941	22	0	2,467,963	

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅲ.2024 年度 事業計画

1. ぎふNPOセンターの 2024 年度運営に関する計画

1. 通常総会

開催日時： 2024 年 6 月 2 日(日) 10:00～12:00
 会 場： 長良川うかいミュージアム あずまや
 (岐阜県岐阜市長良 51 番地 2)
2. 理事会

月 1 回開催(毎月第 2 月曜日 19:30～21:00 予定)
3. 役員

理事 (五十音順)
 市来 圭(理事長)
 北村 隆幸、相浦 良子(副理事長)
 浅野 芳治、有田 朗、笠原 聡太郎、神田 浩史、
 小池 達也、中川 健史、野尻 智周、原 美智子、
 山田 朋子
 監事 各務 克郎
4. 事務局体制

【職員】8 人(常勤 4 人、非常勤 4 人)
 理事会の協議を受けて、活動の企画・実施及び業務
 全般を担う。
 【業務時間】
 ①ぎふNPOセンター事務局
 平日 9:00～18:00(土日祝・年末年始 閉所)
 ②ぎふNPO・生涯学習プラザ
 9:00～18:00(年末年始・OKB ふれあい会館休館日 閉所)
5. 情報発信

メーリングリスト及びホームページ等の媒体を通じて、ぎふN
 POセンターの活動に係る情報やメッセージを広く発信して
 いくとともに、岐阜県内のNPO・ボランティア等の活動にと
 って役立つ情報の発信ツールとして活用していく。

- ・ ぎふNPOセンター ホームページ
<http://gifu-npocenter.org/>
- ・ ぎふNPOセンター フェイスブック
<https://www.facebook.com/gifu.npocenter>

2. ぎふNPOセンターの2024年度事業に関する報告

1. 2024 年度(2024 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)事業計画

分類	実施事業	事業内容
(1) 地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携	1) 社会包摂関連事業	
	① 社会包摂関連提案事業	誰一人取り残さない地域づくりに向け、さまざまな機関、団体と連携していくための提案を行っていく。(特記すべき事業別記 i および ii)
	②岐阜県女性のつながりサポート支援事業	生理の貧困など、さまざまな困難を抱える女性に対し生理用品の配布、相談窓口の開設、居場所の提供、訪問支援等を行う。
	③岐阜県 孤独・孤立対策官民連携事業	岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、各団体が行う取り組みに対して補助を行う。(検討中)
	④ヤングケアラーオンラインサロン 企画・運營業務委託	気軽に悩みや不安を打ち明け、経験を共有する場の提供や、当事者や元当事者、支援者等の交流、現状把握し、適切な支援を考える。(提案中)
	⑤孤独・孤立対策 担い手育成支援事業	孤独・孤立対策の推進には、NPO の活動を支援すること、そのための中間支援組織の強化が必要である。伴走支援のあり方、協力者を増やす方法、中間支援の充実を検討する。(提案中)
	2) より広い社会との協働・連携	
	①NPO法人ぎふハチドリ基金 運営支援事業	市民ファンドの運営を人的に支援する。 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 iii)
	②「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運營業務	困難を有する子ども・若者とその家族を包括的に支援する地域ネットワークによる定例会議の開催
	③ぎふ学生ボランティア 情報提供事業	県内の学生、生徒へのボランティア・地域活動等の情報発信
	④岐阜県ファミリー・サポート・ センター等広域推進連絡会議 運営事業	ファミサポ運営団体及び行政の情報・意見交換のための会議運営
	⑤美濃加茂市自治会支援業務	美濃加茂市内の主に自治会役員を対象に、自治会の役割やあり方を考える検討会を実施
	⑥政策提言事業	NPO がより活動しやすい環境づくりに資するための政策提言等の実施 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 ii)

(2) NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長	①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	a) NPOの設立・運営に関する相談対応、ボランティア等のマッチング、情報提供、イベント開催等 b) 「NPOの組織基盤強化」のための調査、セミナー(専門家によるレクチャー等意見交換)等の実施 (特記すべき事業別記iv)
	②調査・研究・提案事業	a) 県内NPO法人の財政分析及び経年変化の分析等を実施する。 b) 県内市町村の協働への取り組み状況について調査を行う。 c) 中間支援機能がある市町村へのノウハウ提供と共同の提案を行う。 d) 市町村にNPO等や市民活動団体等を応援する部署がない場合、その必要性と守値の掘り起こし等を実施する。
	③講座開催事業 -人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-	自治体職員向け講座、NPO人材育成講座、NPO法人設立講座、NPO法人運営講座、会計しっかりマスター講座、会計実務サポート議員向け勉強会 (特記すべき事業別記v)
	④専門相談・講師等派遣事業	講師、相談員等の派遣
	⑤生涯学習情報提供事業	課題解決型生涯学習団体の情報を提供することで、地域づくりに資する。
	⑥災害時専門ボランティア受入 研修業務	災害時にも発揮できる地域力の醸成を目指す。また災害支援に関してNPOを含めた支援体制の構築等について検討する。 (特記すべき事業別記ii)
	⑦災害支援ネットワーク 立ち上げ検討事業	全国域の団体と協力しながら災害支援のネットワーク構築を進める。災害支援関係者の日常からの顔の見える関係を構築し、支援および受援体制を整備する。災害時に必要な機能についても検討する。(検討中)
	⑧災害関連事業	災害対策、発災時の対応や連携などを円滑に行うために様々な取り組みを行う。
	⑨岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	岐阜県内で実施される知事および市町村長選挙に際して立候補者に市民活動支援および協働に関するアンケートを行い回答を公開する。
	⑩NPOの活動拠点の提供事業	NPOに不足している、インキュベート機能を補完する。
	⑪ぎふNPOセンターブックレット 普及事業	NPOセクターの現在的視点を盛り込んで改訂したブックレット(第3版)を設立講座や個別相談を通じて普及する。

2. 2024 年度の特記すべき事業

i) 社会包摂関連提案事業

事業の方向性 各種ネットワークのハブ機能を担いうる団体として、社会包摂に関する取り組みにおいて当法人が果たす役割は大きいと考えている。地域づくりではさまざまな地域、団体との連絡・連携が不可欠であり、「つなぐ役割」「伝える役割」などを果たしながら、多くの主体と共に歩み「誰一人取り残さない地域づくり」の更なる推進に努めていきたい。

ii) 政策提言事業

事業の目的 本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

事業の概要 ①伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を行う。

②生活困窮者自立支援法の改正を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。また、多機関が協働しうるネットワーク構築にも寄与していく。

③NPO法人の主務機関が岐阜県から権限移譲で市町村に移っていく状況下で、その指導・監督方針を市町村行政と協議し、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。

④中間支援センターが各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。

【成果目標】行政の担当者が交流する機会を今年度中に設け、3自治体での事業検討を目指す。

⑤昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスを共有していく。

【成果目標】各NPOが災害時に果たし得る役割を認識できている状態を目指し、災害支援ネットワークにおいて中間支援の役割を果たしていく。

⑥岐阜県内で実施される首長選挙（県知事および市町村長選挙）立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状を送り、行政、市民双方の協働のまちづくりへの意識を醸成する。

iii) 「NPO法人ぎふハチドリ基金」運営支援事業

事業の目的	2018 年 2 月に法人として新たな一歩を踏み出した「ぎふハチドリ基金」は、2020 年 3 月に税制優遇が受けられる「認定NPO法人」になった。今後も組織としての安定を目指し、主に人的支援等の運営支援を行う。
事業の概要	(1) 「認定NPO法人」に対する組織支援 ・法人運営基盤の強化を図る。 ・定期的に岐阜県NPO担当課との協議を図る。 (2) 周知広報ツールの構築と更新 ・リーフレット等を活用し、取り組みを広く周知する。 (3) 事務局運営 ・理事会の開催 ・助成事業実施団体への連絡業務等 ・助成事業の広報活動 ・寄付募集のためのイベント、広報、啓発活動 ・次年度助成事業募集および審査委員会運営 など

iv) ぎふNPO・生涯学習プラザ事業

事業の目的	NPOのみならず、地縁組織、企業、行政等との連携を深める事業を行い、住民主体の地域づくりに寄与することを目的とする。
事業の概要	県内NPOの総合窓口としてNPOに関する様々な相談に対応すると共に、市民活動の活性化につながるセミナーを実施する。NPO法人の設立や認定NPO法人の取得に関する相談も増えてきている。書類の書き方だけでなく、相談の中でNPO法の趣旨や市民活動の意義について伝えられるよう努める。

v) 講座開催事業-人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-

事業の目的	従来開催してきたような講座事業の目的に加え、NPOやNPO法の趣旨、協働ガイドラインについて学び合う講座を行い、協働のガイドラインに基づいた協働協議の場づくりに寄与すること、またNPOの運営力を高めていく。また議員向け勉強会はお互いの取り組みを学ぶ場としても位置付け、議会、NPO双方が連携して協働のまちづくりを進めることを目的とする。
事業の概要	※NPO法人設立講座や運営講座の概要は報告を参照。 自治体のNPO法人担当部署や市民活動関係部署の職員に向けて、協働による地域づくりを念頭にNPO等の市民活動や協働のガイドラインに基づいた協働の理念などを伝える講座を開催する。また、NPOの組織運営を円滑に行っていくための運営講座、会計講座等を開催する。「NPOの会計基準」の普及率を上げ、NPO活動への理解促進や協働の可能性を上げられるような講座の開催に努める。議員向け勉強会は本格的な実施に向けて検討および試行を重ねていく。

上記「特記すべき事業」をはじめとする各事業に注力するほか、地域づくりを進めるため、自主事業の創出、助成金、委託事業等の獲得に向けて積極的に取り組んでいく。

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

IV.2024 年度 活動予算

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

活 動 予 算 書

(単位：円)

特定非営利活動法人 んふNPOセンター

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

	2023年度決算	予算案	
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	140,000	170,000	
個人賛助会員受取会費	18,000	25,000	
団体会員受取会費	128,000	150,000	
	286,000		345,000
【受取寄付金】			
受取一般寄付金	3,480	50,000	50,000
【受取助成金等】			
受取助成金	0	0	
受取委託金	30,536,436	35,426,862	
受取補助金	24,000,000	7,000,000	
	54,536,436		42,426,862
【事業収益】			
講師派遣事業他事業収益	533,510	690,000	690,000
【その他収益】			
受取 利息	155	100	100
雑 収 益	212,453		
経常収益 計	55,572,034		43,511,962
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給与手当	13,976,491	12,759,594	
雑給	0	0	
通 勤 費	650,161	599,256	
法定福利費	2,232,429	1,934,837	
福利厚生費	0	0	
人件費計	16,859,081		15,293,687
(その他経費)			
報償費・謝金	2,254,950	4,180,000	
旅費交通費	321,506	970,272	
委 託 費	7,601,400	7,680,000	
通信運搬費	973,672	1,659,309	
印刷製本費	335,063	1,375,010	
消 耗 品 費	884,429	1,297,000	
会 場 費	71,540	196,240	
賃借料・リース料	156,930	0	
研 修 費	87,650	80,000	
会 議 費	20,644	194,058	
事 務 所 費	200,000	270,000	
保 険 料	26,853	15,000	
諸会費・渉外費	33,000	0	
租 税 公 課	1,421,700	1,913,376	
租税公課(印紙代)	41,000	20,000	
支払補助金	20,061,780	6,000,000	
その他経費計	34,492,117		25,850,265
事業費 計	51,351,198		41,143,952

	2023年度決算	予算案
【管理費】		
(人件費)		
職員給与	679,159	459,606
通 勤 費	37,981	22,704
法定福利費	132,369	69,141
福利厚生費	46,826	50,000
人件費計	896,335	601,451
(その他経費)		
報償費・謝金	217,300	120,000
旅費交通費	128,340	80,000
通 信 費	123,194	80,000
事務所管理費	37,250	35,000
賃借料・リース料	512,450	140,000
事務所消耗品費	64,042	100,000
租税 公課	73,300	73,200
会 議 費	6,930	5,633
印 刷 費	29,644	10,795
渉 外 費	41,740	38,000
諸 会費	1,375	7,365
支払手数料	0	
雑 費	0	1,080
その他経費計	1,235,565	691,073
管理費 計	2,131,900	1,292,524
経常費用 計	53,483,098	42,436,476
当期経常増減額	2,088,936	1,075,486
【経常外収益】		
経常外収益 計	0	0
【経常外費用】		
固定資産除却損	0	0
寄付金	0	0
経常外費用 計	0	0
税引前当期正味財産増減額	2,088,936	0
当期正味財産増減額	1,577,983	0
前期繰越正味財産額	14,971,500	14,971,500
次期繰越正味財産額	16,549,483	16,046,986

事業の支出内訳（別紙）

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター

2024年 4 月 1 日～2025年3月31日

定款上の事業の種類	Ⅰ調査研究事業		Ⅱ人材育成・研修事業		Ⅲ啓発・広報事業		Ⅳ相談・助言・提言事業			Ⅴ社会包摂関連事業					
収入源泉	自主事業 (2)-②	小計	自主事業 (2)-④	自主事業 (2)-③	自主事業 (2)-⑤	小計	岐阜県 (地域生活課) (2)-①	自主事業 (1)-②-⑥	自主事業 (2)-④	小計	岐阜県 (地域福祉課) (1)-①-②	(コンソーシアム) (公財)民権コミュ ニティ財団他	岐阜県 (男女共同参画課) (1)-③	岐阜県 (子ども家庭 課)	小計
事業名	NPOの活動費・後方支援のための調査研究事業		講師派遣事業	講座開催事業	情報発信事業		ブックレット発行事業	政策提言事業	専門相談事業		孤立・孤独対策官民連携事業	孤独・孤立対策若い子育て支援事業	女性のつながりサポート支援事業	ヤングケアラー・オンラインサロン・企画・運営業務	
(人件費)															
給与手当	30,000	30,000	145,877	48,626	12,000	21,725	9,725	6,326,135	24,313	34,038	6,384,486	94,503	2,143,262	861,523	3,971,805
雑給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤費	0	0	6,863	7,371	0	0	0	189,429	0	0	189,429	9,151	194,939	51,944	301,791
法定福利費	0	0	22,114	6,340	0	0	0	610,346	0	0	610,346	29,486	628,102	188,788	993,805
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	30,000	30,000	174,855	62,337	12,000	21,725	9,725	7,125,910	24,313	34,038	7,184,261	133,141	2,966,304	1,102,255	5,267,402
(その他経費)															
報償費・謝金	50,000	50,000	50,000	30,000	0	12,500	12,500	1,200,000	30,000	12,500	1,242,500	350,000	300,000	1,000,000	1,950,000
旅費交通費	15,000	15,000	50,000	9,000	0	8,810	8,810	60,000	15,000	18,662	93,662	166,000	70,000	200,000	536,000
通信運搬費	10,000	10,000	26,880	26,880	0	10,000	10,000	850,000	3,269	3,269	853,269	10,000	623,760	100,000	633,760
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	150,000	4,010	4,010	154,010	250,000	800,000	25,000	1,150,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	120,000	0	0	120,000	25,000	900,000	25,000	1,070,000
会場費	0	0	0	0	0	0	0	13,000	0	0	13,000	45,000	10,000	25,000	105,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000	0	120,000
事務所管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広報費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,400,000	280,000	7,680,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000	6,000,000
再委託事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修費	0	0	0	0	0	0	0	80,000	0	80,000	80,000	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	0	9,150	0	9,150	9,150	30,000	50,000	50,000	130,000
車両費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0	0	0	15,000	0	15,000	15,000	0	0	0	0
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000	20,000	0	0	0	0
消費税	0	0	0	0	0	0	0	1,118,498	0	1,118,498	1,118,498	0	626,878	168,000	794,878
均等割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	75,000	75,000	100,000	65,880	0	31,310	3,635,648	45,000	38,441	3,719,089	5,921,000	500,000	10,900,638	2,848,000	20,169,638
合計	105,000	105,000	274,855	128,217	12,000	53,035	10,761,558	69,313	72,479	10,903,350	6,986,703	633,141	13,866,942	3,950,255	21,486,785

定款上の事業の種類		Ⅷ地域資源を有効に活用する事業							事業合計	管理部門	合計
収入源泉		岐阜県社協 (2)-(7)	委託事業 (美濃加茂市)	自主事業			自主事業 (2)-(8)	小計			
事業名				(1)-(2)-① ハチドリ基金運営サポート事業	(1)-(2)-② 子ども・若者支援ネット事業	(1)-(2)-④ ファミサポ連絡会運営事業					
(人件費)											
給与手当		930,994	729,387	60,000	12,000	60,000	72,939	2,157,075	12,759,594	459,606	13,219,200
雑給							0	0	0		0
通勤費		45,757	34,317	0	0	0	0	93,801	599,256	22,704	621,961
法定福利費		147,430	110,572	0	0	0	0	302,231	1,934,837	69,141	2,003,979
福利厚生費								0	0	50,000	50,000
人件費計		1,124,180	874,277	60,000	12,000	60,000	72,939	2,553,107	15,293,687	601,451	15,895,139
(その他経費)									0		
報償費・謝金		400,000				45,000		845,000	4,180,000	120,000	4,300,000
旅費交通費		200,000	50,000			7,800		257,800	970,272	80,000	1,050,272
通信運搬費		115,400		10,000				125,400	1,659,309	80,000	1,739,309
印刷製本費		21,000	50,000					71,000	1,375,010	10,795	1,385,805
消耗品費		37,000	50,000					107,000	1,297,000	100,000	1,397,000
会場費		45,000				3,240		78,240	196,240		196,240
賃借料								0	0	140,000	140,000
事務所管理費				150,000				150,000	270,000	35,000	305,000
広報費								0	0		0
委託費								0	7,680,000		7,680,000
再委託事業費								0	6,000,000		6,000,000
研修費								0	80,000		80,000
会議費		15,250				9,658		54,908	194,058	5,633	199,691
車両費			30,000					0	0		0
燃料費								0	0		0
水道光熱費								0	0		0
保険料								0	15,000		15,000
渉外費								0	0	38,000	38,000
諸会費								0	0	1,350	1,350
慶弔費								0	0	6,015	6,015
雑費								0	0	1,080	1,080
租税公課								0	20,000		20,000
消費税								0	1,913,376		1,913,376
均等割								0	0		0
その他経費計		833,650	440,000	150,000	0	65,698	0	1,689,348	25,850,265	691,073	26,541,338
合計		1,957,830	1,314,277	210,000	12,000	125,698	72,939	4,143,952	41,143,952	1,292,524	42,436,477

特定非営利活動法人ぎふNPOセンター 設立趣旨及び定款

設立の趣旨と経緯

現在、世界はグローバル化の波に象徴される経済構造一元化への動きと、その影響下での地域格差の拡大が進んでいます。それは、富の地域間での不均衡、また地域内での不均衡を生み出し、それに伴う環境の劣化も驚異的速度で進行しています。そのため、持続可能な開発、持続可能な社会の希求と模索は焦眉の急となっています。日本国内でも、大都市への人口集中、農村部の過疎化、そして全般的な少子高齢化現象のなかで、地域コミュニティが急速に消失しつつあります。これは、ある意味で日本の歴史上未曾有の危機であるといえます。

このような状況下で、地域コミュニティを再生し、持続可能な社会の実現を図るための新たなパラダイムの構築と、その担い手の重要な構成要素である NPO の育成、発展は、私たちが果たさねばならない最優先の課題です。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、以上のような現状認識の基に、岐阜県域を中心とする日本の地域社会の中で、以下を目的とします。すなわち：

- ①地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、
- ②そのような住民主体の社会を実現するため、NPO を含む住民の自発的活動を支援し、促進すること。

以上の目的は、すなわち、NPO を組織し活動する不特定多数の市民、また、ボランティアとして社会貢献活動を行う不特定多数の市民、さらにはそのような活動の対象となる不特定多数の市民に対する利益に寄与するものです。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、この目的実現のため、既に 3 年の活動実績を有していますが、社会に対しての説明責任と透明性をより充実させるために法人格を取得するに至りました。

◆法人申請に至るまでの経緯

2000 年 10 月 1 日	任意団体「ぎふ NPO センター」設立	
	2000 年度	運営委員会 27 回開催
2001 年 10 月 6 日	2001 年度総会開催	2001 年度 理事会 13 回開催
2002 年 7 月 14 日	2002 年度総会開催	2002 年度 理事会 15 回開催
2003 年 7 月 3 日	特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立発起人会開催	
2003 年 7 月 26 日	2002 年度決算総会開催	
2003 年 7 月 26 日	特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立総会開催	

特定非営利活動法人ぎふ NPO センター定款

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ろふNPOセンターという。(以下「法人」という。)

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①第4条に述べた特定非営利活動に係る調査・研究事業
 - ②第4条に述べた特定非営利活動に係る人材育成・研修事業
 - ③第4条に述べた特定非営利活動に係る啓発・広報事業

④第4条に述べた特定非営利活動に係る相談・助言・提言事業

⑤職業紹介に係る事業

⑥成年後見に係る事業

⑦社会的包摂推進に係る事業

⑧地域資源を有効に活用する事業

⑨その他、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人

(2)団体会員

この法人の目的に賛同し、共に活動する団体

(3)賛助会員

この法人の目的に賛同し、支援する個人、企業、行政など

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡したとき、または賛助会員である団体などが消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款、この法人の諸規定、および総会、理事会で決定した事項などに違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 人以上15 人以内

(2) 監 事 1 人以上4 人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任など)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、日常の業務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または取締役会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。

5 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任または解任
- (5) そのほか運営に関する重要事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号および第3号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構 成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決など)

第 36 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面または電磁的記録により賛否を示すことによって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 評議員

(評議員)

第 39 条 この法人の運営などに対する意見を求めるため、評議員を置くことができる。

2 評議員は理事会の議決に基づき、5人以上20人以内を選任し、理事長がこれを任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員は、第16条、第17条、および第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

5 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、評議員としてふさわしくない行為があつたとき。

第8章 事務局

(職 員)

第 40 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。

3 事務局長は専務理事が兼務することができる。

4 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行ふものとする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散す

る。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第12章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和田 信明
専務理事	岩間 誠
理事	岸 智津子
同	徳村 稔
同	林 宏澄
同	長瀬 純子
同	市来 圭
監事	渡辺 成洋
同	各務 克郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から2004年6月30日までとする。

5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員 年会費 1口10,000円を1口以上

(2)賛助会員

個人 年会費 1口1,000円を2口以上

団体 年会費 1口1,000円を2口以上

企業、行政など 年会費 1口10,000円を5口以上

6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

附則

この定款は、平成25年1月16日から施行する。

附則

この定款は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則

この法人の2019年度の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、2019年7月1日から2020年3月31日までとする。

この定款の変更は、令和元年9月16日から施行する。

附則

この定款の変更は令和4年7月19日から施行する。

